

アジアの友

The Asia-no Tomo

国連人権委員会総括所見

国際基準からはほど遠い？ きびしい日本の人権状況

60年代に来日した元ベトナム人留学生

「激動の半生を回想する 会社再建と経営哲学」

加藤福和（デイン・バン・フック）さん



新星学寮 寮生募集案内

新星学寮は、現（公財）アジア学生文化協会の母体となった、長い歴史を持つ学生寮です。アジア諸国・日本の各界で数多くの先輩が活躍しています。学寮ではアジアからの留学生と日本人学生が、自主平等の立場で自治的共同生活の運営（寮会、食事会、清掃、勉強会、寮祭、旅行会他）を通じて、相互理解を深め、お互いの人間形成と国を超えた友情を育むことを目指してきました。2018年、寮友（OB・OG等）並びに支援者からのご寄付もいただき、新しい建物が完成しました。現在、寮生の募集を行っています。当寮の伝統を受け継ぎ、アジアの友情の輪をさらに広める志ある学生の応募をお待ちしています！



2023年4月生募集人数 女性1人 男性7人

- 部屋代 37,000円/月（含）水道光熱費、インターネット代金
- 住所 〒113-0033 東京都文京区本郷6-6-10（東大正門前から徒歩3分）
（アクセス）丸の内線・都営大江戸線本郷三丁目駅徒歩8分、南北線東大前駅徒歩5分、都営三田線春日駅徒歩8分、千代田線根津駅徒歩、15分都営バス本郷郵便局前バス停徒歩2分
- 設備 [個室（約8.7㎡）] ベッド、机、椅子、室内照明、エアコン、インターネット（Wi-Fi）
[共用] キッチン、洗面所、シャワー、トイレ、ランドリー、シューズボックス他
- 申し込み資格 次の5項のすべてに該当する方
 - 1 アジア諸国からの留学生及び日本人学生
 - 2 日本国内の大学、大学院、短期大学、専門学校に在籍する学生（日本語別科の学生、研究生、科目等履修生、聴講生等を除く）
 - 3 共同生活の義務をお互いに守り、自治寮の共同生活に積極的に参加する意志がある学生
 - 4 原則とし、日本語でコミュニケーションできる学生
 - 5 二週に一度開かれる定期寮会に必ず出席できる学生

●申し込み方法、お問合せ先

ホームページ <https://www.shinsei.haus> Email shinseigakuryo1st@gmail.com
Tel 080-6653-1919（世話人 アドゥン カナンシン）

LINE QR コード



アジアの友

2022年10-12月号 第552号

目次

	特集
2	国連人権委員会総括所見 国際基準からはほど遠い？ きびしい日本の人権状況
6	・ 外国人事件や、入管の収容問題に取り組んでいる 児玉晃一弁護士のお話
9	・ 【参考資料】 世界人権宣言 他
	<日本で働く スペシャル>
18	60年代に来日した元ベトナム人留学生 「激動の半生を回想する 会社再建と経営哲学」 加藤福和（デイン・バン・フック）さん
	ご報告
27	タイで行われた 穂積五一先生生誕120周年記念法要と記念出版
	新星学寮での生活
32	⑧ 台湾人寮生に聞く 新星学寮の生活 林 祈亞さん
	私の意見私の体験
36	「研究の正否は赤ちゃん次第！」 趙 婧 ～ 中国
	コラム 泰日工業大学奮闘記
40	④⑤ 「ポーンアノン副学長の仙台訪問記」 水谷 光一
43	知友会通信 奨学金情報 イベント情報
44	MEMBERS 会費とご寄附のご報告

<表紙> 中国遼寧省大連市の海岸線

特集

国連人権委員会総括所見

国際基準からはほど遠い？ きびしい日本の人権状況

編集部

1945年10月国際連合が結成され、1948年12月には世界人権宣言が公布された。これに基づき国際人権（自由権）規約¹が1966年に起草、採択され、1976年3月に効力が発生している。日本は1979年に同規約に批准、2022年現在173か国が同規約に批准している。（世界人権宣言については参考資料参照P9～）

2022年10月13日、14日の2日間をかけ、ジュネーブ国連本部国際人権委員会で第7回目となる日本政府が提出した国内人権状況に関する報告書に対する審査が行われ、11月3日、日本政府に対し同委員会からの総括所見が発表された。その内容は、以下の通りである。

UN Photo/Manuel Elías

国連人権委員会、エチオピア、日本、キルギスタン、ニカラグア、フィリピン、ロシアについて調査結果を発表

国連人権委員会（HRC）は、エチオピア、日本、キルギス、ニカラグア、フィリピン、ロシアについて、それぞれの国における市民的・政治的権利の実行状況を調査し、その結果を発表した。この調査結果には、市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）の実施に関する委員会の主な懸念と勧告、ならびに肯定的な見解が含まれている。それぞれの国に対する主な論点は以下の通り。

<日本>

委員会は、「独立した国内人権機関」の設立に関して日本から提出された曖昧で漠然とした情報を遺憾に思う。当委員会は、日本に対し、優先事項として、パリ原則に準拠した十分な資金とスタッフを有する国内人権機関を設立するよう要請する。

委員会は、裁判所の命令なしに子どもを家族から連れ去るという報告について懸念しており、日本に対し、子どもの連れ去りが最後の手段であることを担保した上で明確な基準を設けるよう求める。

また、2017年から2021年にかけて3人の被拘束者が死亡した入国管理局収容施設を含め、自由を奪われた人々の健康状態に

1 市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権「自由権」規約）

●活動の方法

1. 問題につき自由に検討、調査、協議し、司法その他の機関と協議し、広報し、NGOとの関係を発展させること。
2. 調停を通じての解決を図ること。
3. 法律、規則、行政慣行の改正や改革を勧告すること。

引用資料：急がれる政府から独立した国内人権機関の設立（日本弁護士連合会）

<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/kokunaijinkenkan10FAQ.pdf>

2) 「子どもの連れ去り問題」について

夫婦が別離した際などに、片方の親が子どもを一方的に連れ去り、もう片親が会えなくなるという問題がマスコミなどで取り上げられている。これが国際間で起こると、親であっても子供を誘拐したとして犯罪とされる場合がある。国際間での問題では、日本は2013年に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）に加盟し、共同親権による解釈が取られるようになったが、国内的には、離婚後は両親のいずれかの単独親権となっており、実際に子を連れ去り、同居している親が「監護の継続性」により親権を認められるケースが多いという。

参考資料：法制審議会一大家族法制部会「家族法制の見直しに関する中間試案」

https://www.moj.go.jp/shingil/shingio4900001_00169.html

3) 「入国管理局収容者の手続き上の権利

の侵害」について

一般的に警察が被疑者を逮捕する場合は、まず、裁判所に対して「逮捕状」を請求する。被疑者を逮捕したら、48時間以内に検察官に事件を送致し、さらに検察官は24時間以内かつ、身体拘束された時点から72時間以内に裁判所に対し拘留請求をするかどうかの判断を下さなければならない。また、逮捕、拘束と同時に私選、国選の弁護人を付けることとなる。裁判所が拘留の決定をした場合、延長された場合でも最長20日間の拘留となる。このように厳格に手続きや期間が定められているのは、逮捕、拘留が重大な人権制約であるためである。

一方、入国管理局も在留資格がない外国人や不法滞在者、不法入国者などについては、その身柄を拘束し、地方出入国在留管理局に設置された収容施設に「収容」することとなる。これら入国警備官による摘発、収容は「全件収容主義」として、退去強制する理由がある者はその事実だけで、移動の自由を奪う＝収容することができる²。

いったん収容され、難民などで国に帰ると危険な状態である場合などは、退去強制と言われても退去する場所がない。また、収容については期限が定められていないので無期限収容も可能となる。「仮放免」の制度もあるが、申請には保証人や保証金が必要である。

このように入管当局のみの判断で収容し、収容の期限も決定することができるという状況に対し、国際人権委員会から「基本的な法的保障措置が享受できるよう要請」が

出されたことは当然と言えば当然のことであろう。

実は、収容の運用は新型コロナウイルス感染症対策のために変更されて、仮放免が積極的に活用され、2019年に1200人弱だった被収容者数が134人へと激減した。この間実施された仮放免の適用が日本社会になんらかの弊害をもたらしたか否か、の検証が必要である。

入国管理庁は2022年1月、地方出入国在留管理局長・入国者収容所長会同において、「出入国在留管理庁職員の使命と心得」を策定したという。その中で「名古屋出入国在留管理局における被収容者の死亡事案の発生を受けて、一旦立ち止まり、もう一度、私たちは何を目指して仕事をしているのか、そしてその仕事をするために、どういう心持ちを持つべきなのかを確認するために、この文書を作った」とし、「人権を大切にすることは全てのことの大前提であり、その前提の上に、法令と正確な事実認定に基づいて、何らの先入観を持つことなく、冷静に業務を行うことが、行政官として必要」と宣言している。

佐々木聖子入管庁長官は「内外の様々な声に耳を傾け、不断に行政の運営に活かし



ながら、出入国在留管理庁の全ての職員が、この使命に責任を持ち、心得を胸に刻んで、日々の業務に心を込めて従事していく」と述べている。

入国管理庁での改革を否定しないが、担当行政機関の内部からでは法的、制度的な枠組みを変えることはできないだろう。その点では、国連人権委員会の勧告にこたえられるよう、国会議員が立法の責任において、国民世論も巻き込んで、正面から日本の人権構築が行われなければならないのだろう。

2 入管法39条、52条5項は、逃亡のおそれなどの拘束の必要性を、明文で要件として挙げていない。法39条では、退去強制事由が該当の容疑のみが収容令書発付の要件であり、また退去強制事由が該当者には、出国命令制度による者など制度上の例外を除き、全て収容令書を発付しなければならないとする運用がされている。出典：難民支援協会 https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2016/04/detention_interview/

難民支援協会資料 <https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2022/01/prov-release/>

参考資料参照

外国人事件や、入管の収容問題に取り組んでいる児玉晃一弁護士のお話

なぜ日本は国連人権委員会からの指摘を正面から受け止めることが出来ないのでしょうか。

これを受け止めてしまうと、いろいろと手直ししなければならぬところが出てしまうからではないでしょうか。国内人権機関については総括の最初に出てくるテーマですが、それ以降に出てくる様々な個別の課題について、全て条約違反と言われ、それらを直す必要が出てきます。それが嫌だから作らないのではないのでしょうか。

ほとんどの先進国は国内人権委員会を作っていて、日本だけがないという状況です。

先進国になるつもりがないのかもしれませんが（笑）。日本には死刑制度がありますから。政府にとっては死刑ができなくなるのがもっとも大きな問題点で、国内人権機関を作らなかつたり選択議定書¹に入らなかつたりというのは、明らかな人権規約違反である死刑制度がネックになっているのではないかと、国際法の研究者の方から聞いたことがあります。もう一つは代用監獄ですね。代用監獄は選択議定書に入ってし

まったり、国内人権機関を作ったりしてしまうと明らかな規約違反になりますから、その影響も非常に大きいと思います。

入管収容については多いときは1日あたり1500人ほど、今はコロナ禍の関係で仮放免が適用され200人ほどになっているので、数としてはそれほど問題にはしてはいないのではないのでしょうか。一方で精神科病院に入院している人は28万人いるそうで、そのうち強制入院で収容されている方は10万人ほどいるそうなので、影響力としてはそちらのほうが断然大きいわけです。さらに言うと、刑事事件の被告人は全国にいて、この部分で代用監獄が利用できなくなると、物凄く大きな影響が出ます。ですから、死刑制度と刑事被告人の代用監獄といった辺りを考えて、国内人権機関の設置ができないのではないかと思います。

「子どもの連れ去り」は居住していた海外からパートナーの同意を得ずに一方的に子どもを連れて帰国してしまう、本国の法的な手続きがきちんとは取られてないということが問題視されているのでしょうか。

これは国際的な案件に限りません。国際

1 自由権規約選択議定書：国際人権規約に定める権利を侵害された個人が、国際人権規約委員会に申立をし、同規約違反の有無について、同委員会の「見解」を求めるという救済手段を提供することが定められた議定書

的な場面、海外から子どもを連れ帰るといったケースでは、日本はハーグ条約²には加盟してそれに合わせて国内法も作られていますから、それに沿った手続きがとられています。しかし国内での子どもの連れ去りについてはハーグ条約は使えないので、それが問題になっています。

長期間指摘を受け続けている入管の長期収容の問題だけでも、しっかりとした対応が出来ないのでしょうか。

入管は収容を長期化することによって、収容者達を苦境におとしめて強制送還に追い込もうとしているので、その方法が変わらない限り、この問題は解決できないと思います。「あなたは日本にも入管施設にもいられないし、外にも出られないから諦めて帰りなさい。」というようなことを説得しているわけです。国連から初めて勧告が出たのは1998年で、日本はそれから24年間無視し続けていますから、これからも無視し続けることになると思います。

現状で変化の兆しなどはありますか。

三権分立ですから、制度を変えるには立法、行政、司法のいずれかのアプローチをするしかありません。私は弁護士で、ホームグラウンドは司法なので、裁判でこの状

況を変えようと思っています。司法以外ですと、行政＝入管自身が自助努力で変えるのは期待できないので、残されるのは立法です。ですから、選挙でしっかりしたちゃんと関心を持った国会議員を送り込んで、立法院で法律を変えることですね。

2009年～10年ころ、民主党政権時に人権法をきちんと取り扱おうという動きがありましたが、それは有耶無耶になってしまったのでしょうか。

民主党政権下で最初の法務大臣だった千葉景子さんが、国内人権機関を作るということを政策の三本柱の一つとしていたのですが、そこを逃してしまいましたから、次の政権交代まで待つしかありません。千葉さんが法務大臣になったときは私たちも応援していましたが、一方で安心してしまったところがありました。実際、大臣と副大臣が代わっただけで、入管やその上の内部組織はそのまま温存されていて、最終的に死刑廃止の考えを持っていてアムネスティ議員連盟にいた千葉さんが死刑を執行しましたから、法務省内部の強さというのはたいしたものだという声がアムネスティの方から聞かれました。ですから次回、本当に政権交代が出来たら、大臣クラスだけではなく、入管や刑務所などのトップも含めた人事の刷新をしなければ、行政、政治的

2 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

な方面から制度の改正というのは無理だと考えます。

かつての杉浦正健元法務大臣は、在任期間中死刑執行を行わず、法テラスもつくりましたが、そうした流れが与党から出ているということはないでしょうか。

今の政権では絶対に無理だと思います。法律を変えるのであればそこに賛同してくれる国会議員を増やすしかありません。

国民に出来ることは、選挙に行っただけの問題を突きつけることです。昨年、入管法改正案が廃案になりましたが、それはすごく大きな声でSNSなどで渦巻いて、昔は一部を除いて立憲民主党でさえ、まともに取り合ってくれなかったことが、党の上層部も無視できない話になったと感じたのだと思います。おそらく表面には出していませんが、自民党もまずいと思ったのではないのでしょうか。

国連人権委員会の勧告を無視し続けていることについては、まずいと思わないのでしょうか

外務省は気にしているようですが、自民党の議員はそもそもそうしたことに関心がありませんし、お金にも票にもならないことには手を出さないでしょう。ただ、日本は国際的に労働の場としてはすでに見限られてきており、技能実習生もそのうち来なくなると言われています。ですから、本当に外国から労働力がなくなって困った時に、初めて与党の方は気付くのではないのでしょうか。人権ベースで訴えても通用しませんが、地元の中企業が働き手がいなくて困るとなって、初めて法整備をしなければと気付くのだと思います。そうした話は既にしているのですが、全然響いてないようです。

児玉晃一（こだまこういち） 早稲田大学卒業。1994年弁護士登録。2009年からマイルストーン総合法律事務所代表弁護士。1995年から入管収容問題、難民問題に取り組む。移民政策学会元共同代表、元事務局長。2014年からは“全件収容主義と闘う弁護士の会「ハマスミスの誓い」”代表



【参考資料】

●国際人権規約委員会総括所見（英語原文）

GENEVA (3 November 2022)

The UN Human Rights Committee (HRC) has issued its findings on Ethiopia, Japan, Kyrgyzstan, Nicaragua, the Philippines, and Russia, after examining the implementation of civil and political rights in the respective States.

The findings contain the Committee's main concerns and recommendations on the implementation of the International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR), as well as positive aspects. Some of the key issues include:

JAPAN

The Committee regrets the vague and general information provided by Japan on establishing an independent national human rights institution. The HRC called on Japan, as a matter of priority, to establish a Paris Principles-compliant national human rights institution with sufficient funding and staff. The Committee is concerned about reports on the removal of children from their families without a court order and calls on Japan to establish clear criteria for the removal of a child, ensuring it is a last resort. It is also concerned about the well-being of people deprived of their liberty, including in immigration detention facilities, where three detainees died between 2017 and 2021. It expressed concern that prisoners' procedural rights have been denied, calling on Japan to ensure that anyone arrested or detained enjoys all fundamental legal safeguards, including access to counsel, family contact, and adequate medical care. Japan should also refrain from imposing prolonged solitary confinement and take all appropriate measures to ensure immigrants are not mistreated. (原文)

●世界人権宣言（仮訳文）

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である。

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言された。

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要である。 諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要である。

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意した。

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約した。これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要である。

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍のかつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措施によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えるか否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

外務省ホームページより

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html

● 「アジア太平洋国内人権機関フォーラム（The Asia Pacific Forum of National Human Rights Institutions APF）」について

アジア・太平洋国内人権機関フォーラム（The Asia Pacific Forum of National Human Rights Institutions）は、アジア・太平洋地域の人々の人権保護活動を促進するため、国内人権機関の設置及びその発展を補助することを目的として設立された国際機関である。メンバー機関における年次会合やテーマ別のワークショップの開催、人権侵害の調査方法などの技術支援、委員やスタッフの研修などの相互支援活動を行う。

同フォーラムに参加するためには、国連総会が1993年に採択した「国内機関の地位に関する原則」（通称「パリ原則」）に準拠した国内人権機関が設置されていることが条件となっており、2022年現在、モンゴル、アフガニスタン、オーストラリア、フィジー、インド、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パレスチナ、フィリピン、カタール、韓国、スリランカ、タイ、東ティモールなど、アジア太平洋地域の26の国内人権機関が加盟している。東、東南アジアでの非参加国は中国、北朝鮮、ベトナム、ラオス、カンボジア、シンガポール、パプアニューギニアおよび日本である。

参考資料：ニューマンライツ大阪ホームページより
<https://www.hurights.or.jp/archives/institutions/apf.html>

アジア太平洋国内人権機関フォーラム参加国のマップ



National Human Rights Institutions in the Asia Pacific ホームページより
<https://www.asiapacificforum.net/>

入国管理庁ホームページより

「出入国在留管理庁職員の使命と心得」について

令和4年1月14日に開催いたしました地方出入国在留管理局長・入国者収容所長会同において、「出入国在留管理庁職員の使命と心得」を策定いたしました。

その際、私から全職員に向けて伝達したメッセージを併せてご紹介いたします。

このメッセージにもありますとおり、この使命と心得は、全職員がその策定プロセスに主体的に参加して作り上げたものです。

出入国在留管理庁においては、内外の様々な声に耳を傾け、不断に行政の運営に活かしながら、出入国在留管理庁の全ての職員が、この使命に責任を持ち、心得を胸に刻んで、日々の業務に心を込めて従事していく、そのような組織作りに努めてまいります。

出入国在留管理庁長官 佐々木聖子

入管行政が70年の歴史を刻む中で、発足以来、基本的な使命は変わらない一方、我が国社会における外国人の受入れや在留を巡る時代の変遷の中で、新たに加わった使命や、行政のあり方の変容もありました。

今般、名古屋出入国在留管理局における被収容者の死亡事案の発生を受けて、一旦立ち止まり、もう一度、私たちは何を目指して仕事をしているのか、そしてその仕事をするために、どういう心持ちを持つべきなのかを確認するために、この文書を皆さんと一緒に作りました。

入管行政は、「人に対する行政」としての重い責任と難しさがあります。更に、外国人に対する行政ということで、文化や価値観が異なることによる難しさ加わるという面があり、そのことへの配慮はとても大切なことですが、日本人も外国人も、まず同じ「人」として向き合うべきです。

今回の心得にもあるように、人権を大切にすることは全てのことの大前提であり、その前提の上に、法令と正確な事実認定に基づいて、何らの先入観を持つことなく、冷静に業務を行うことが、行政官として必要です。

そうした入管行政の特徴はあるものの、国家行政の一分野である以上、そのあるべき姿は共通です。行政のあり方として、外国人行政であることの特別さはありません。加えて、わかり易さであったり、誰が担当しても公正な結果となることであったり、手続きの簡便さであったりということは、一行政として、常に目指していかなければなりません。

これは、職員の心得であると同時に、行政としての心得ですので、今後いろいろな場面で、そのことをより実現していくための取組みを行っていきます。

外国人の受入れ・共生のあり方が、日本の社会のあり方にこれまで以上に関わっているため、その政策や運用のあり方の検討には、幅広い観点からの研究・検討や、関係

機関はもとより、内外の様々な人々との対話による状況把握や諸情勢の理解の深化が、これまで以上に必要になっています。また、行政全般にわたって、堂々と自信をもって業務を行うためにも、きちんとした説明や、法令に則った情報提供・発信が大事です。

職員の心得として、「聴く力と話す力」の向上を掲げましたが、これも、行政の心得としても同じです。この点についても、入管は変わっていかねばならないことを、職員の皆さんとの共通の認識そして意識にしたいと思います。

また将来いつか、この使命と心得に加筆・修正するべき時が来るかと思っています。その時は、また、全職員の皆さんと一緒に、その変化を確認するという作業をすることになりますが、それまで、全職員の皆さんが、この使命に責任と誇りを持ち、心得を胸に刻んで、日々の業務に、心を込めて従事することを、願っています。

■ 出入国在留管理庁職員の使命と心得 ■

「出入国在留管理庁職員の使命と心得」は、出入国在留管理行政に携わる全ての職員が、国民から負託された使命を見失うことなく、自信と誇りを持って職務に当たるとともに、出入国在留管理行政が適正に行われ、国民の信頼と期待に応えることができるよう、出入国在留管理庁職員が果たすべき使命と心得を示すものである。

【出入国在留管理庁職員の使命】

現代国際社会において、主権国家の権能である出入国在留管理は、その重要性をますます高めている。その中において、我が国の出入国在留管理行政の基本的な役割は、全ての人々の人権を尊重しつつ、我が国に入学し、又は出国する全ての人の出入国及び我が国に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図ること、難民の地位に関する条約の締約国として、難民を保護すること、そして外国人の受入れ環境整備に係る総合調整を行うことである。

我が国において、これらの役割を担う出入国在留管理行政は、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入学・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑であって厳格な、しかも、適正な出入国在留管理を実現することを目指す。また、諸外国や国際機関と協調し、真に庇護を必要とする者を迅速かつ確実に保護することを目指す。さらに、関係機関と連携し、日本国民と我が国社会に受け入れた外国人の全てが良き隣人として共に暮らせる共生社会を実現することを目指す。これらを実現することにより、我が国の秩序ある社会の実現と経済・社会の健全な発展に寄与することこそ、国際社会で名誉ある地位を希求する我が国の出入国在留管理行政の使命であり、我々出入国在留管理庁職員の使命である。

【出入国在留管理庁職員の心得】

出入国在留管理行政に携わる全ての職員は、国家公務員として、国民全体の奉仕者であることを常に念頭に置き、秩序ある共生社会の実現に寄与する使命を担っていることを自覚するとともに、そのような重大な使命を負託した国民の信頼に応えなければならない。

そのためには、以下の点に特に留意しつつ、高い職業倫理を保ち、絶え間ない自己研鑽に努め、自身の判断が真に社会全体の利益にかなうものとなっているか、常に自問しながら、自信と誇りを持って公正な判断を行い、誠心誠意、職務の遂行に当たらなければならない。

1. 出入国在留管理行政の専門家としての矜持を持つ

出入国在留管理行政の専門家としての自覚を持ち、法令等を精読し、業務上の知識を養うとともに、求められる規範を遵守する。

2. 広い視野を持ち職務遂行能力を高める

常日頃から国際情勢を含めた社会の動向の把握に努め、研修や多様な社会経験を通じて教養と良識を深め、広い視野と柔軟な思考能力を涵養し、職務の遂行に活かす。

3. 公正な目と改善の意識を持つ

業務が公正に行われているかを常に意識し、改善すべき点は躊躇なく意見を述べ、又は自ら見直す。

4. 人権と尊厳を尊重し礼節を保つ

人権と尊厳を尊重し、人と接するあらゆる場面において、相手の立場、文化や習慣に十分に配慮しつつ、礼節を保ち、丁寧に接する。

5. 心情を理解しつつ冷静さを持つ

相手の心情を理解しつつも、感情に流されることなく、常に冷静さを失わずに毅然と対応する。

6. 聴く力と話す力を養う

内外の様々な意見に耳を傾け、前例にとらわれず、広く国民の良識にかなう判断をするよう努め、当事者を含めた社会全体の理解を得られるよう必要な説明を尽くし、積極的な情報発信を行う。

7. 多様な関係者・関係機関と良好な関係を築く

適正な出入国在留管理行政は、関係者・関係機関の理解と協力をなくして実現しないことを認識し、国内外、官民を問わず、関係者・関係機関との良好な関係の構築に努める。

8. 風通しの良い組織風土を作る

職員同士が互いに敬意を払い、自由に意見を述べ、自ら判断し難しい事柄については速やかに同僚や上司に相談・報告できる風通しの良い組織風土作りを心掛けるとともに、セクショナリズムに陥ることなく、組織が一体となって課題に対応する。

60年代に来日した元ベトナム人留学生 激動の半生を回想する 会社再建と経営哲学

加藤福和さん

(ベトナム名：DINH VAN PHUOC デイン・バン・フック)

加藤福和さんが生まれた1942年は激動の時代であり、前年の1941年には当時フランスの植民地であったインドシナに日本軍が進駐し、太平洋戦争へと発展していく。太平洋戦争が終わった1945年にはベトナムは独立宣言をし、9年間続くフランスとの戦いに突入する。その後、アメリカが介入した泥沼の戦乱は1975年まで続くことになる。そうした中、1960年に高校を卒業した加藤さんは日本政府奨学生として来日し、千葉大学留学生課程を経て東京工業大学に進学する。そして大学卒業後は日本企業に就職。以来、2017年に退職



するまでの間に代表取締役社長にまで昇り詰めた。留学生が日本企業で成功を収めることが出来たのはなぜか。加藤さんにその激動の半生について、お話しいただいた。

■子ども時代 戦乱の影響は

私はそれほど戦争には巻き込まれませんでした。住んでいたのはベトナム中部のどちらかといえば田舎なのですが割合に平和で、義務教育ではありませんでしたが、親達は子供の教育を熱心に勧めました。私の家は貧乏でしたが、その分、父は子供たちには成功して欲しいと、ムチ打って私たちに勉強をさせました。

当時のベトナムでは、6歳で小学校に入りますが、18歳で高校を卒業できた子供は極めて少ないのではないかと思います。当

時は各学校の卒業前に国家試験を受けて受からなければ進学、卒業はできませんでした。そういう意味では努力もしましたが、私はラッキーだったと思っています。

■南ベトナムトップのサイゴン（自然科学）大学に進学 そして日本政府奨学生に

高校の卒業試験に受かると、人文や自然科学系の一般大学には無条件で入れます。しかし法律や医学、農学や工学、師範などの大学は選抜試験に受からなければ入れません。私は工学系大学の試験を受けたので

すが落ちてしまい、無条件で入れるサイゴン大学の数学科に入りました。しかし、勉強はついていけませんでした。その理由は当時のサイゴン大学の数学科ではほとんどの講義はフランス語で行われ、中学と高校で習ったフランス語の能力では、講義を聞き取れなかった。それで海外の奨学金を考えたんです。

高校卒業国家試験に受かった受験生は日本で言えば「優、良、可」で発表されます。優は極めて少なく、良そして良の次に準良があって、その下の可は奨学金試験に申し込んでも通りません。少なくとも「準良」であれば書類選考はパスする可能性があります。

留学先についてはいろいろと考えました。まず、欧米はベトナムと同じように卒業が7月、新学期は9月からですから、奨学金試験に合格すればスムーズに欧米に留学できます。ただし成績が「良」以上で、選考試験にも受からなければなりません。一方、日本の新学期は4月ですから、翌年の入学になり1年遅れます。さらに1年間日本語の勉強をしますから、大学に入るまで2年遅れます。そのため希望者は少なく、さらに私が受けた年は試験はなしで書類選考と面接だけでした。それで、日本留学を狙いました。

たぶんみなさんは、私を優秀だと評価して下さると思うのですが、正直に言って勉強については得意ではなく、高校の3年間の通信簿の成績は優秀と言われるほど良くはなかったです。

■■千葉大学留学生課程から東工大へ



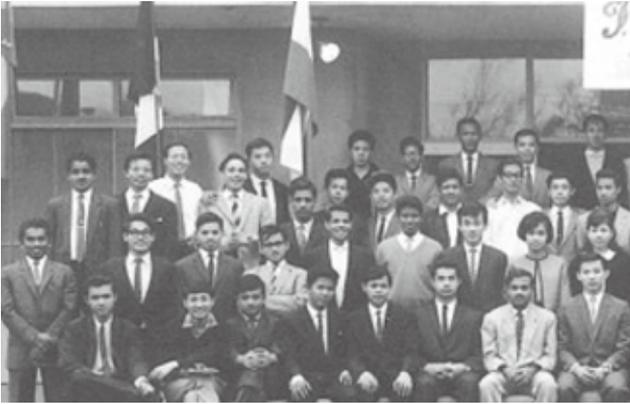
東工大学生証の写真（1963年）

1961年4月に日本政府の奨学生として来日した私は、工学系志望だったので千葉大の留学生課程で日本語と一般教養を勉強しました。1年目は日本語で、そのあと2年間は教養課程ということで3年間千葉大にいることになるわけです。ただし私の進学先となった東京工業大学（東工大）は、一般教養課程が1年半でしたから、私は2年半で千葉大から去り、東工大に進学しました。

大学での専攻は機械工学で、私の卒業論文は「自動車の内燃機関の異常燃焼」。当時の日本はまだ良いエンジンを作れず、ノッキング現象が問題になっていました。

■■卒業後、帰国を前提に 実習生として 日本企業で学ぶ

1966年3月の学部卒業時、大学院に行くか、企業で実習して帰国するかという選択肢がありました。実習の場合は3か月間だけ奨学金が支給されます。私は成績では大学院に行けないということがわかっていた



1963年千葉大学留学生課程を修了した日本政府招聘国費留学生、前から2段目、左から4番目腕を組んでいるのが加藤さん

ので、帰国する前提で実習を選びました。帰国したら自動車関係で起業したかったので、大学時代もデンソー（日本電装）で実習を受けたのですが、会社の規模が大きすぎて、帰国しても同じようなことができるわけがない。そこで自動車整備を学ぼうと、トヨペットサービスセンターで実習をしました。そして6月末に3カ月の実習が修了したのですが、戦争の問題があり帰国できそうにない。また、サービスセンターで修理と言える仕事は板金程度で、ほとんどが部品交換作業でした。

そこで（財）海外技術者研修協会（AOTS 現、海外産業人材育成協会）にお願いをして、AOTSの研修生として、今度は自転車メーカーで3カ月間、実習を延長することになりました。しかしいろいろ勉強してみると、やはり帰国して自転車工場をつくることも難しい。それならもう少し小さい部分、パーツのこと、チェーンのことを学んでみようと思っていたところ、たまたま大学で卒論を見ていただいた先生の奥様がY

社の役員をされていて、先生から「それならY社に行きなさい」と推薦していただきました。

そして10月からY社の実習生としてお世話になりました。正確に言えば12月まではAOTSの研修生で、12月末ごろからY社の正式な実習生になったということです。ちなみに1966年当時の実習生である私の給与は3万円でした。IBMなどでも3万5千円くらいで、一般の会社だと2万5000円くらいでした

から、待遇は悪くはありませんでした。

■実習生として5年間を過ごす

結局5年間実習生の立場のまま会社にしたのですが、なぜかという、当時は「帰国したい」と考えていて、正社員になってしまうと会社に迷惑をかけるのではないかと心配したからです。また、起業するためには技術のことだけではなく、マネジメントの知識も必要だろうということで東工大の聴講生になり、週2日、経営工学科で工場管理や品質管理の勉強をしていました。正社員になったらそれはできませんから。

大学では先生から「きみはせっかく企業で実習しているのだから自転車のチェーン工場はどのように計画、設営するか論文を書いてみなさい」と言われて、レポートをつまとめたのですが、それが経営雑誌に載りました。ゼロからスタートしてどうやって一つの工場をつくるのか、どんな設備、どんな作業順序が必要かという内容ですが、私の学業の成果を広く公開したのは

それだけです。ただこの経験は以降の私の仕事に役立ちました。

■1971年正社員に

2年後技術部から開発部に

会社は製造業ではなくて商社で、俗に言えば物を買って売るという業態でした。しかしわが社は市場をよく知っていて、自社ブランドの製品を持っています。今よく言われている“アウトソーシング”ですね。我々が全て買い取るからこういう製品を作って欲しい、我々のブランド・商標で製品を提供して欲しいと製造業者にお願ひし、自社ブランドのローラーチェーンが売り出されるということです。

チェーンは様々な工業機械に使われています。モーターから何らかの装置を回す際、基本的にチェーンが必要です。昔の工場の写真を見ると天井にシャフトがたくさん並んでいて、そこにベルトをかけて、下の機械を動かす間接駆動方式を行っていましたが、チェーンを使うことによって、その中間のシャフトやベルトがなくなり、各々の機械はモーターをもち独立して動けるようになった。

そういう時代に、成長していたチェーンビジネスがやがて行き詰まり、うまくいなくなる時のために、新しい売り物を探そうということになりました。しかし、自社で研究開発はできませんから、基本的に外国の製品を日本に持ち込むことを当時の社長が考え、その製品の価値と本当に売れるかどうかを評価するために開発部を新設しました。

世界市場の優れた製品を探し、日本に導



代表取締役当時（2010年）

入するために、ドイツで開催されるハノーファー・メッセという展示会に社長は2年に一度、若いエンジニアと代理店関係者を連れて出かけて行っていました。そしてものになりそうな製品を選んで、カタログを集め、社長が気に入ったものだけをみずから持ち帰り、他のカタログは郵送するということをしていました。そしてそれらの製品のカタログをよく解読し、どれを採用し推薦するのが開発部の私の役割でした。私は唯一英語ができ、工学部出身者でしたから、責任者を任されるというチャンスが舞込んだんです。

■開発部へ異動後10年で部長に

10年で部長にまでなれたのは、この任務は私以外にはできないという自信があったのがまず一つ。二つ目として、お客様に売る態勢の確立でした。私は外国人ですから、言葉でお客さんを説得するような能力はなかった。その代わりにお客さんを説得する材料として、十分な技術資料を準備しました。ですから自分の至らない点、弱みをよく理解した上で、それを埋めるための努力をすること。外国人であるかないかの問題では

なく、どんな環境にいても目の前の課題をいかにして解決できるかを考えることが重要です。私は外国人ですが、社長の望みを実現してきたわけです。

もう一つ間接的な要因として、私は東工大の卒業生で、実力のあるなしは別に、学歴として会社では評価されました。そして、会社の役員は私の先生の奥様ですから味方がいる。つまり、能力と学校（ラベル）、そして味方。この三拍子があったから、私には外国人云々という問題はありませんでした。

少し脱線してしまいましたが、私は会社でけっこう発言力を持っていました。普通なら後進国の人間が好き勝手なことを会社で言ったら嫌がられますよね。でもそれは逆で、周りには加藤さんだから言えるんだと思っている。要するに私は外国人だから、日本社会の型にはまらないで発言できるんだと言うんです。例えば、社長が開発部を作ったとき、私はなぜ開発部を作るんだと反論しました。もし開発部を作るのなら社員の能力開発が先じゃないかと。当時の私は「開発部には行かないよ、技術部のほうが性に合っていますから」と社長に直接言いました。最終的には「社長は俺だから行け」と言われて行ったのですが、結局それは自分にも会社にも成功だったわけです。

また、よく外国人だから差別されるのではないかとされます。日本社会にそうした面があることは否定しません。しかしそうした環境にいても私は差別を認めませんし、そこには誤解または思い込みもあるのではないかとと思っています。

これは一つの例ですが、うちの会社は海

外企業との合弁会社が多くあり西洋人との会議が多い。そういう会議の場において資料を配る際、一般的に日本人はそれぞれの席に向いて資料を置いて回りますよね。ところが外国の方は資料を投げて配ったんです。私はこれは差別ではないかと思いました。それで、私も資料を配るとき彼に同じように投げて手渡したんです。ところが彼の態度や表情は特別変わらなかった。それで「あ、これは差別じゃない、彼の習慣だ」と気づいたんです。

ベトナムの仲間うちで時々話すことですが、もし自分が差別されていると感じるなら、確認する必要がある。差別されるという先入観を持っていると、相手にはそのつもりはなくても差別だと感じてしまう。自分の価値を理解して、やるべきことをしっかりやって結果を出せば、差別される理由はないんです。私はそう信じています。もし自分が外国人で、与えられた仕事をきちっとしない、さぼったり、遅刻ばかりしたりするならば差別されるのは当たり前です。ですから自分が受けたその行為は本当に差別なのか、きちっと原因を追究するべきではないかと思います。

■■■1985年、日本への帰化を決意

1975年に南北ベトナムが統一されて祖国が平和になりました。私は国に帰るという夢は捨てていませんでした。当時既に日本女性と結婚（1968年に）し、3歳の子どももいました。家内は、私が帰りたいなら、ついて行く、私の決断を尊重すると言ってくれたのですが、結局決断ができません。いま80年代になって、これはもう諦め



出張先のドイツで（2013年）

るしかないかなあという気持ちになりました。また当時、外国企業とのジョイントベンチャーが3つありまして、何よりパスポートがなければ外国への出張はできません。ベトナム人の私は再入国許可証の取得など、海外に出る度に非常に面倒なことがありました。それで、日本国籍をとろうと決意しました。

帰化した翌年の1986年6月に取締役精機事業部部長になったのですが、これは帰化したこととは全く関係がありません。会社は個人的なことに介入することは全くありませんでした。

会社の主力事業はチェーン関連商品ですが、私の担当はそれ以外の輸入製品でした。チェーンと無関係の製品を販売するための企画をすることで、販売はあくまでも本業のチェーン営業部が担当します。ですから、製品の資料を用意して、営業部の要請によって営業部のスタッフに同行してお客様のもとへ出向き、技術的な部分での支援はしますが、受注活動そのものは営業部が行っていました。しかし、それでは売れま

せんでした。

営業部では、なぜこんな難しい物を売らなければならないのかという反発がありました。新しい物を売るためにはその技術的なメリットをお客さんに説明できないと売れないわけで、私たちは資料を用意し、全国の営業所を回って勉強会も行っていました。なかなかみんなの頭には残らない。私は少し固い人間ですから、勉強会のあとに試験をやってもらっていたのですが、結果は平均で60点もいきませんでした。しかし、この試験を

行ったことが私にとっては非常に良かったんです。その試験を受けるスタッフの中から人材を発掘できました。試験を受けた人の中には、ほぼ満点の人がいつも2〜3人いるんです。ただこの人たちは営業部ではなくて技術部の人間でした。

つまり、自分の企画を実現するには、最終的に売りたい製品をお客さんに買ってもらうといけないわけで、技術面だけではく、販売も担当する必要があるという発見をしたわけです。しかし、そこでは上役との激しい衝突がありました。

基本的には彼らは私の先輩ですし、役職も上ですからなかなか話を聞いてくれません。私の強みは論理的なところですから、それで彼らに対抗するしかない。「あなた方が全権を持っているのはいいけれど、私の人生を保証できますか？ 私は人生を懸けているので、私の担当する製品を売ってください。毎年社長から私たちに与えられる目標の通りに売ってください」と。

技術の人間が営業に入り込む必要があるというのは、新しい物をビジネスの軌



ホーチミン市で（2017年）

道に乗せるためには、技術も営業も両面を解決できなければうまくいかないということです。

結局、販売企画の実施において、宣伝、販売方法も、お客さんのところに行って説得するのも私たち開発部（のちに精機事業部）の人間が行うことで初めて売れるようになりました。

■会社経営の中核へ

その後、1996年に常務取締役になったのですが、きっかけはその年会社は2年連続の赤字でしたが、精機事業部は黒字でした。それで社長から「加藤さん、社長になれ」と言われたんです。しかし私は断りました。外国人であることも含めているような問題があるからと。ただし再建案は出しますから、それで任せてもらえれば実行します。本業の営業を含めて私に全て任せてくださいと言ったんです。もちろん本業の営業部長もいましたが、私は本部長になって全部門を統括しました。会社を再構築するために全国を出歩きました。そういう意味ではやは

り、全てのラインの改善を徹底的にやらないと再建はできないと思っていました。

なぜ再構築が必要だったのかというと、基本的にマネジメント上の問題です。一つは借入れが大きすぎた。過剰在庫でしかも在庫が回転していない、売り上げは頭打ちで、下がる一方でした。

商品の売り上げはスタートして成長期があって、やがて飽和の状態となりそのあと落ちるんですね。その後にく新しい製品が開発され上がってこなければ売り上げは維持できず、会社は発展できません。その新しい製品を投入しても売れないなら、在庫が増え、借入れが増加し、人件費などの固定費が高いままだと会社は衰退するわけです。

私は1年で会社を建て直しました。その決め手は財務管理で、全て予算化しました。そこは経営工学科での聴講生の時代の知識のおかげです。私は技術畑の人間で、財務のことは全然分かっていません。けれども5年間の決算書を読み解いて、全て予算化し徹底的に管理実行すれば黒字化はできる。つまり、売り上げを伸ばし、在庫と固定費を削り、そうすれば全く問題なく黒字にできるんです。

実行ステップとしては、どうやって売り上げを上げるかについて、集中的に対策することです。それと経費を下げるためには、無駄だと思ったものは全て切るということです。本当に必要かどうかを考えて必要がなければ営業所といえども閉め、一部の営業担当者は在宅勤務にさせ、自宅からお客

さんのところに行って下さいと、またパソコンを渡し日常業務を報告させ、そして週1回、最低月2回は本社に来て対面報告を下さいと。今流行りのリモートワークですかね。

それは社員を信頼できるかできないかという問題で、当時ほかの役員はみんなそんなやり方はダメだと言いました。私は、社員を信じないのがダメです、むしろ我々の方の考え方を変えないとダメなんです、と言いました。そして、財務部長には経費予算計画書を出してもらい管理責任を持つように指示しました。それで1年後に黒字を達成しました。正直に言いますと、決算が出たあと5日間入院しました。立ってられない、食べられない、それで5日間入院して点滴をうちました。プレッシャーから解放されて気が抜けたんだと思います。

とにかく一番大切なことは社員を信頼することです。私が会社にいなくても、その入院期間中も何も問題は起きませんでした。トップに立っている人間は現場にいなくても大丈夫という形にならないと、経営はうまくいきません。俺がいないとダメだと言ったら経営は成り立たないんです。

■■■ 2006年吸収合併で ライバル企業の傘下に

この合併は面白いきっかけから生まれました。うちの会社は商社で、国内でも海外でもアウトソーシングをしていました。外国の取引先も技術を非常に大事にしている独特の味を持っている企業ばかりです。ただ輸入した製品の品質をY社が保証するということではじめて売れる。付き合ってい

る外国企業はメンテナンスという要因はあまり大事にされません。しかし日本市場ではメンテナンスは非常に大事なファクターです。製品の品質が不安定で問題が発生すると、責任をもって直さないと製品は売れません。だからうちの会社は輸入した製品の検査をしっかりとやって出荷する。その製品を熟知して、問題が起れば対処する、その方法もわかっている。そういう形でやってきたわけですが、「失われた20年」という時期に不景気に襲われ、製品は思うように売れませんでした。外国企業は毎年販売目標を引き上げていますから、その目標通りに売れなければ責められます。その理由をいくら説明しても理解してもらえません。そういう意味で、ある海外メーカーがうちは売り上げを伸ばせないという判断で、T社にその代理権を与えてしまったんです。Y社の販売力の強さと製品の品質安定性保障の重要な役割を理解できなかったわけです。

そういった変化の中でT社が我々に製品を卸すことになり、T社とうちは親密になっていきました。そして、将来を考えると競争が全てではなく、共生もあるということで、T社から「我々の傘の下に入りませんか」という話が出た。社員としてはびっくりしたと思います。私自身もびっくりしましたが、私は合理主義者ですから理解できました。

合併後、壁がなかったと言ったら語弊があります。ただしT社はY社の技術や販売力の強さを理解して会社を買ったわけですから、我々を潰す理由はありません。もちろん私たちも先方の考え方を最大限尊重しながら、仕事をするようにしました。Y社

の役員が、今の Twitter 社のように排除されるといったことはありませんでした。私は3年間 T & Y 社の社長として、そしてさらに3年間技術顧問として残り、T 社グループの中で尊重されており、そういう意味では壁はありませんでした。買収が決まった当初、Y 社の社員は驚きましたが、今はむしろ発展して良かったということです。

■■■中小企業の経営で重要なこと

経営の一番重要なことは何かというよりは、やはり事業が発展継続できる基盤の構築です。私が会社を再構築した際は長期的な考え方を持っていました。まずは黒字に転換すること。そして、2 番目に、基礎そのものを再点検し、その基礎を固めること。3 番目に、その固めた基礎を発展させるということです。4 番目としては飛躍することです。この4つの段階を、人には言っていないが、自分の中では持っていました。それらを実行するためにはリーダーの役割が非常に大切です。またそのリーダーを支える基礎、それは人です。よって人が一番重要ではないかと思えます。

二つ目に重要なのはお客さんのことを考える。経営には CS(Customer Satisfaction) という言葉があって、お客さんをいかに満足させるかとよく言われています。しかしあるとき、日経ビジネスという雑誌に CE (Customer Expectation)、お客さんは何を望んでいるのかという言葉を見て、私にはその概念はなかったのですが、とてもショッキングでした。しかしよくよく考えてみると、今現在は過去に繋がって行きます。会社の発展というのは将来のこと

で、そうなるとお客さんが今何に満足しているかではなく、お客さんが何をこれから望むのか、先を読めなければ自社のこれからの発展はないということです。

それで私が営業を指揮する際、常に顧客は何を望んでいるのかを聞きなさいと言っていました。ただし、それは顧客側の購買部の人間だけと接しては分からない。技術部、企画部、開発部、工務部とも付き合うようにと指導しました。ですからうちの営業は、その面は非常に強い。お客さんが何を望んでいるかということがわかるんです。

そして三つ目の重要なことは協力工場です。うちの会社は全てのものを作っていませんから、協力工場と一緒に製品を考える。そして新しい技術を導入する。うちの企画はこういうものだということをしっかり理解してもらい、お互いに十分に情報交換をすることです。

自分の会社を大事にするということは、コア・コンピテンス (得意分野) を大事にする。お客様が何を望んでいるかということを常に追求する。協力工場を大事にする。この3つさえできればおのずと新しい市場は見つかる。既存の製品であっても新しい市場が見つかれば発展しますよね。さらに望めば新しい製品を定期的に出せることです。新しい製品を出せば、今のお客さんに加えて新しいお客さんを獲得できるということです。

学問的、学術的な説明はできませんでしたが、実践的、直感的に考えると、経営とはそういうものごとではないかと思えます。

(終)

タイで行われた 穂積五一先生生誕 120 周年記念法要と記念出版

2022年3月25日、タイ国の泰日経済技術振興協会（TPA）、タイ国 ABK-AOTS タイ同窓会、及び泰日工業大学（TNI）により穂積五一先生、生誕 120 周年記念の法要が行われ、7 月には穂積先生の著作などを収録したタイ語版『穂積精神（HOZUMI SPIRIT）』（A5 版 371 ページ）が刊行されました。



左から スポンサー TNI 理事長、
ブラユーン TPA 会長、クリ
サダー TNI 学長、スウィット
元 TPA 会長

タイ語版『HOZUMI SPIRIT (穂積精神)』
 の中から、編集委員会序文、スポン・
 チャユット・サハキット泰日工業大学 (TNI)
 理事長、スウィット・ウィブンセート元泰
 日経済技術振興協会 (TPA) 会長の文章 (日
 本語訳) をご紹介します。
 (タイ語翻訳 元日・タイ経済協力協会専務
 理事 佐藤正文氏)

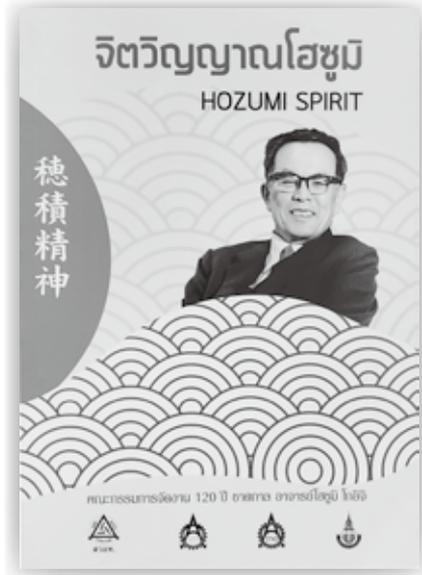
編集委員会序文

穂積五一先生は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカからの留学生や技術研修生から高く評価されている日本人です。穂積先生は、自らを犠牲にして恵まれない人々を救い、搾取され差別されている人々に機会と正義と平等を与え、著作によって国際社会に訴え、行動した稀有な人物です。

ABK-AOTS タイ同窓会役員の方々のおかげで、本書は TPA、TNI 及びタイ国日本留学生会と共同で出版することができました。また、本書の翻訳・制作に携わっていただいたすべての皆様に感謝します。特に ABK-AOTS タイ同窓会スタッフの方々の努力に感謝を表します。

この本は3部で構成されています。第1部は穂積先生を親しく知る方々からの寄稿、第2部は先生が他界されて3年後に出版された『内観録』からの抜粋、第3部は2007年7月に刊行された『アジア文化会館と穂積五一』に寄稿した先生の友人や学生、同僚など、様々な方々の視点が著された本からの抜粋です。

現在、世界は先生が生きた時代から大きく様変わりして、グローバル化のなかにあ



りますが、私たちが伝えたい穂積精神は、日本人自身も気づいているとおり、日を追って益々重要性を増しています。それはより良い世界を目指そうとする先生の愛と優しさが源となっているものだからです。

人は互いに助け合う心を持っています。利己的ではなく、互惠尊重する世界を希求し、自由と平等に導くために、お互いに助け合いたいという思いです。

身分や人種、または経済的地位による差別をしてはならないという先生の生き方に、私たちは触れる機会がありました。ほんの少しの出会いの中でも皆、先生のすばらしさと気高さを感じました。それは私たちにとって大きな喜びです。この経験を、先生と触れ合う機会を持てなかったタイの人々と共有したいと思い、そのことを末永く伝えるためにこの本を刊行しました。

この本によって、読者は穂積先生の気高い精神に触れるとともに、先生の謙虚であ

りながら哲学的な心情も学ぶことができます。皆様の日々の生活の中に生かすことができるようにという思いを込めました。

そしてその「穂積精神」が日本でも引き継がれていることを示すように、2021年の末ABKの敷地内に「福田ドクトリン」の碑が建立されました。福田元総理大臣の記念碑はひとつの穂積精神の反映だと言えるでしょう。

最後に、編集委員会は、本書の不足や不備な点についてお詫びします。コメントやアドバイスを頂ければ、喜んでお受けします。読者が本書からなんらかの啓示を受けることがあれば、それは穂積先生に捧げます。

アジア、アフリカ、ラテンアメリカの人々の独立、平等、進歩を願って。

『穂積精神 (HOZMI SPIRIT)』編集委員会

Dr. スウィット・ウィブンセート (委員長)

タッサニー・トンクリアン (書記)

プラニー・チョンスチャリッ 准教授

Dr. ダッチャコーン・タンチャルーン

ピニット・パタナピブンチャイ

Dr. スチャイ・ポンパクピエン

スカンヤ・ジャルカーン

ナハノブ・ブンミー

ピンパパン・ブンワサナ

パニサー・クルスディンカナン

穂積五一先生生誕 120周年記念組織委員会

1. ソムサク・カンチャナカーン

議長 ABK-AOTS タイ同窓会会長

2. プラユーン・シオワッタナ

共同議長 TPA 会長

3. Dr. スラパン・メークナヴィン

共同議長 元 TPA 会長

4. Dr. スウィット・ウィブンセート

共同議長 ABK-AOTS タイ同窓会顧問

5. スポン・チャユット・サハキット

委員 ABK-AOTS タイ同窓会顧問

6. Dr. スチャイ・ポンパクピエン博士

委員 ABK-AOTS タイ同窓会顧問

7. Assoc. Prof. クリサダ・ウィサワティ

ラノン 委員 TNI 学長

8. ピニット・パッタナフィブーンチャイ

ワーキンググループ ABK-AOTS タイ

同窓会副会長

9. Dr. タワッチャイ・サリットニクン

委員 TPA 元事務局長

10. Dr. タサコーン・タンチャロン

委員 ABK-AOTS タイ同窓会理事

11. Dr. スポット・シンウイラパン

委員 TPA 理事

12. ナハノップ・ブンミ

委員 ABK-AOTS タイ同窓会顧問

13. ソンバット・サルットラノン

委員 ABK-AOTS タイ同窓会事務局長

14. ピンパパン・ブンサワン

書記 ABK-AOTS タイ同窓会理事

「穂積先生の思い出」

スポン・チャユット・サハキット

泰日工業大学理事長 泰日経済技術振興協会元会長

ABK-AOTS タイ同窓会元会長 タイ王国元日本留学生協会元会長

1961年の中頃、アジア文化会館（ABK）で穂積先生に初めてお会いしました。日本に留学して間もなくのころの短い会話でしたが、先生の人柄に感銘を受けました。穏やかながら威厳に満ちた優しい声と瞳でした。しかも気力と自信に溢れ、アジア文化会館（ABK）の、他の国際学生寮と違う、友情に満ちた暖かい雰囲気感銘を受けました。その後、先生の名声と人々の社会的平等を目指す活動や、様々な場面で不当な扱いを受けた留学生の支援を行っていて、「留学生の父」と呼ばれているという評判を知りました。

1966年、私が学士号を取得して大学院（東京大学電気工学研究科）に進学し、ABKに入館してからは、穂積先生ととても親しくなり、頻繁に会って話す機会がありましたが、そればかりでなく先生から頼まれて、たびたびタイ人研修生のオリエンテーション・コースで「日本の社会と政治」の講義のタイ語通訳をしました。わずか3時間、日本の社会情勢や、日本人の考え方、慣習、精神などを理解するための講義でしたが、先生自身の哲学と考えを深く秘めた内容で、私は通訳をしていて自然に多くのことを学びました。

また私は、1966年の第1回 ABK 同窓会代表者会議と1970年の第2回会議にタイから唯一の代表として出席する機会を得て、

先生の哲学をさらに学ぶことができました。そして1970年からは、「日タイ協力事業」を実施するため、先生と密接に仕事することになりました。穂積先生は日本政府からの信頼も厚く、研修で来日する外国人の問題解決に大きく貢献しました。1959年には海外技術者研修協会（AOTS）を設立し、外国人研修生が企業内実地研修に入る前のオリエンテーション研修を行いました。

1960年代に入って日本は東南アジアを中心に急速に海外投資を拡大したため、日本製品や日本からの投資に対する反対運動が起きました。日本政府は穂積先生に問題解決への助言を求め、先生はその依頼を受け入れましたが、自分の考え方に従ってやらせてほしいと言い、政府も同意しました。海外投資について先生の考えは、それが日本のためだけのものではならない、相互の利益と繁栄のための公正な「ギブアンドテイク」でなければならないというものでした。

そのような考えでタイを訪問調査し、帰国研修生の職場を訪問してデータを収集、人材を集め、目標と計画を設定した結果、1972年に日本で日・タイ経済協力協会（JTECS）を設立、1973年にタイで泰日経済技術振興協会（TPA）を設立して、日本からタイへの産業技術移転に焦点を当てた活動を始めるために尽力しました。

この二つの団体の連携により、穂積先生は「カネハダスガ、クチハダサナイ！」というシンプルな言い方で基本原則を定め、TPAは48年間活動を続けてきました。15年前に泰日工業大学(TNI)を設立できたのも、タイの真の利益のために、運営をタイ側の運営に任せ、信頼を寄せ独立性を尊重してくださった穂積先生の誠実さの証です。

穂積先生の哲学と理念に基づいて運営されているTPAとTNIの仕事は、まさにこの志に沿うもので、今日に至るまで、タイと日本の関係、友情と相互理解を一層深めるのに役立ってきました。実際のところ、私の記憶にある穂積先生は、とても愛国的な日本人でした。また、ヒューマニズムという強い思想の持ち主でもありました。先生は日本社会と国際社会が激動する時代に生まれ育ちました。植民地主義、世界大戦、

政治・イデオロギーの混乱、経済・社会の変動。その中で先生は広い視野を持って深く学びました。そのような社会問題を解決するために必要なのは、平和と兄弟愛、つまり平和的共存の追求です。だれもが友人として平等に、名誉と敬意と善意を持ってお互いに接することです。

先生は、日本が持続可能であり続けることを望んでいました。世界との長期的な平和と友情を求め、戦争、不当な貿易・投資、または相互の搾取で、日本が国際社会から敬遠されることを望みませんでした。

先生は「南北問題」や不公平な国際関係に関心を寄せていました。先進国と発展途上国間の格差は、今日の国際社会において依然深刻な問題です。これらの問題が解決されない限り世界共同体が平和に共存することは困難なのです。

「世界中の人に愛された先生」

Dr. スウィット・ウィブンセート

泰日経済技術振興協会元会長

この度ABKまたはAOTSによって日本に留学し、あるいは日本で研修した経験のある同窓生が手を携え、穂積先生の生誕120周年にあたる2022年に記念行事を開催し、あわせて「穂積精神」を出版することにしました。

これは、世界の人々が国籍や人種を超越し団結、独立、平等を目指すことを希求して、世界中の人々から敬愛されている先生にあらためて感謝し、その崇高な哲学と理

念を引き続き世界に広めるためです。

2013年には先生の生誕111周年を記念して同様の行事を開催し、記念資料を印刷して出席者に配布し、TPAの機関誌でも報告しましたが、今後このような機会は難しくなると考え、この記念誌を出版することとしました。

先生の美德を永遠に刻む記念碑として、先生の教え子たちから、穂積先生と先生を尊敬する人々への感謝を込めて。

新星学寮での生活

(第8回)

新星学寮はアジア学生文化協会の創設者である穂積五一先生が1932年に再興した至軒寮を戦後（1945年）改称したものです。以来日本とアジアの青年学生が自治的な共同生活を通じ、相互理解を深め友愛を培う場として維持されてきました。しかし老朽化が進んだため、2018年に耐震性・耐火性を備えた建物に建て直されました。建替えに当ってはOB・OG・関係者の皆様から多大なるご協力をいただき、2019年4月に新入寮生を集め新たなスタートを切りました。本コーナーではこの新星学寮の今をお伝えします。

台湾人寮生に聞く 新星学寮の生活

林 祈亞（リンキア）さん

東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 文化人間情報学コース（修士2年生）

今回で7人目となる寮生インタビューは、2022年4月に入寮し、10月からは寮長を務める台湾から留学中のキアさんにお話をうかがいました。

——最初に、日本留学のきっかけを教えてください。

私は台湾の大学では日本語学科に所属していて、4年生の時に交換留学生として1年間、金沢大学で過ごすチャンスがありました。その時私の面倒を見てくれたのが社会学を専門とされている先生で、「テキストマイニングという手法を使った研究があるけれど、やってみないか？」と薦めてくれ

たんです。メディアの文字データを計量的に分析する方法なのですが、メディア研究と言えば普通は統計学とか質的研究（言語的・概念的な性格をもつ質的データを尊重しながら研究を進めていく方法）というのが一般的です。それが、文字のビッグデータを使って新しい視点や人々の消費行動を分析するというので、興味を持ちました。具体的には、私はもともとスポーツが大好きで、同時にメディアにも興味を持っていましたから、この2つを融合して日本と台湾のナショナリズムの違いについて研究をしてみたら、面白いのではないかと考えたんです。

もともと大学院に進むのなら、日本語以

外の専門をやってみたいと思っていましたし、金沢で過ごした1年はとても楽しくて、また日本に戻ってきたいと思っていましたから、大学院は日本で進学しようと決めました。

—— 実際に今はどのような研究をしているのでしょうか。

数理社会学の研究室で「スポーツメディアのナショナリズム」について研究をしています。ナショナリズムというのは、総合型と再構築型に別れているのですが、総合型は国家を作ろうとしている時のナショナリズムで、再構築型のほうは既存の事象で自らのアイデンティティを再確認することを言います。そうした中で、私の研究テーマはスポーツメディアにおけるナショナリズムの再構築です。例えば今、サッカーのワールドカップが盛り上がっていますが、日本代表監督やキャプテンのインタビューを聞いていると、彼らは「我々」とか「私たち」という人称代名詞を多用していますね。それが指すものは時としてチームだけではなく日本国民全体なんです。そしてこのことは、ナショナリズムを再構築するメカニズムの一つになっています。もちろん選手もジャーナリストもナショナリズムを再構築しようとして、発言をしたり記事を書いたりしているわけではないのですが、結果的にそういった流れが作られていくということです。

—— では次に新星学寮に入寮した理由を教えてください。



キアさん

新星学寮に入ったのは今年の4月です。私は2021年4月に大学院に入学したのですが、コロナ禍で1年間は来日できず、オンラインで授業を受けていました。ですから、この寮が最初の東京の住所になります。ここに決めたのはまず学校からすごく近いということと、家賃が安いという現実的な理由が大きかったです。それに私は大学時代からずっと寮に住んでいましたから、こうした団体生活には慣れていて、一人でいるよりも、寮にいて仲間がいるというのはすごく幸せなことだと思っています。

—— 新星学寮は自治寮ということで、様々なルールや当番がありますが、それらについてはどうですか。

そういった点が寮の良いところだと思います。私は学生寮というのは正しい規律に基づいた生活習慣を育てるところだと思っています。他人を思いやりながら生活するという精神を育てることができる場だと

思います。また、学生時代にこうした寮に住んで、掃除や料理、整理整頓の習慣を付けておけば、将来一人暮らしになってもきちんとした生活ができるのではないのでしょうか。

——寮には様々な地域出身の学生がありますが、例えば政治的な話などもするのでしょうか。

こちらから積極的にすることはありません。でも寮会の時に、例えばデモが起きている国の人が自国の政治的問題や国民の気持ちについて説明してくれることがあります。普段は尋ねづらいことを、進んで発表してくれますからとても勉強になりますし、自然と議論もできるので貴重な機会だと思っています。

——そこは新星学寮ならではのかもしれないね。では寮に入る以前に期待していたことなどは実現できていますか。

まず友達作りについては出来たと言えます。ただみんな忙しくて1日まったく誰にも会わない日もあるので、なかなか親友と呼べる間柄になるのは難しいですね。

また寮のイベントも期待していたのですが、9月に会計方法が変わって、寮費を下げ代わりにイベントは全て自費参加になりました。ですから入寮して最初の3か月ほどは食事会やスポーツ大会などが何度かあったのですが、今は全く行われていません。私が入寮する以前は、年度末に余った



金沢留学時代に訪ねた通称忍者寺「妙立寺」にて

寮費であちこち泊まりがけの旅行などもしていたそうですが、それもまったく無くなっています。みんなそれぞれの勉強や活動で忙しいですから、全額自己負担でとなると、旅行は計画する人も大変ですし、参加意欲が下がってしまうのは仕方がないかなと思います。

ですから、このことについて私は、特別意見はありません。旅行が行われないのは寂しいですが、もしあっても卒業の準備で参加する余裕はないと思いますし、その分寮費が安くなるのであれば、時間が出来た時に自分で行けばいいのかなと思います。

——自費参加でも、みんなが気軽に参加できることができるといいですね。10月から3月までは寮長ということですが、その間に何か企画していることはありますか。

12月に2人が退寮するので、送別会を兼ねて年末にクリスマスパーティーをやる予定です。それから気軽に参加できる、とい

う意味では日帰り旅行の企画もあります。私は修士論文が最終段階なので参加できないのですが、3-4人は参加できると思います。

——では寮にいて難しいこと、ここは改善したらいいのではと思っていることはありませんか。

お陰様で寮の普段の生活でストレスに感じることはありません。難しいと感じているのは寮会ですね。今寮長として寮会の進行を担当していますが、とても効率が悪いと感じています。寮会は全員集まって対面で行うのですが、オンラインの方が良いのではということです。つまり議論に参加する一部の人と他の人との温度差がすごく激しいんです。一部の人が意見を戦わず一方で、議題にまったく無関心で、1時間近く全く話さずずっとスマホを見ている人もいますから、それではみんなが集まる意味がないと思うんです。私が寮に入ってから最初の3-4回の寮会はコロナの影響でオンラインでした。その時を思い返してみると、とても効率良く話がまとまっていたと思います。特に今は議題もあまりないので、オンラインで時間の効率化ができればと思っています。

——寮会への参加は義務とのことですが、そのほか全ての行事への参加は自由ということですね。

寮のルールとして、寮会以外は自由参加なので、全く参加しないからといってペナルティなどはないのですが、せっかくここに住んでいるのに、まったく他の人と交流しないというのは寂しくないですか？ ということですよ。

——卒業後の進路は決まっていますでしょうか。

来年日本で就職することが決まっています。就職先は外資系のITコンサルタント会社で、システムの導入とかプランニングなどを行っているところです。面接に行った時に、新星学寮と同じく、外国人が多いオープンマインドな雰囲気が気に入りました。ですから新星学寮での生活は1年だけで終わるのですが、職場もグローバルな環境ですから、やはりお互いの文化や習慣などを思いやりなが、協力して日本で仕事をしたいと思っています。

——残りの寮生活もぜひ充実したものにしてください。ありがとうございました。

新星学寮および寮生募集については寮のブログをご覧ください。

「新星学寮ブログ」 <https://www.shinsei.haus>

研究の正否は赤ちゃん次第！

趙 婧 (JING ZHAO ~中国・大連)

東京大学教育学部教育心理学コース発達心理学専攻 (博士課程)

深い知識を蓄えた 専門家になるために

私は臨床心理士になりたくて大学の心理学科に入学したのですが、あるとき鬱病になった家族の力になれなかったことに無力感を感じ、若くして現場に出るのではなく、もっと研究を重ねて、本当の知識をもって人助けができる専門家になるべきだと思ったんです。そして、中国の大学で進学する道もありましたが、海外へ出て自分の視野を広げたいという思いから、欧米とも比較して日本への留学を決めました。

今は認知発達を扱う研究室で、乳幼児の言語発達をテーマに、人間の言語や認識、思考や知能などを含む認知能力について研究しています。小さくて何もできない赤ちゃんから何でもできる大人になるまでの間、どのような段階を経て脳が発達していくのか。人は成長の

過程の様々な段階で悩みや喜びを経験するわけですが、その仕組みを解明し理解することで、各年代で抱える課題や問題に適切なアドバイスを与えることができるのではないかと考えています。

赤ちゃんの協力と 世間話の難しさ

特に、認知発達の中でも大切なのが言語で、言語能力が低いと、学習・社会活動に問題が生じることがあります。その言語能力が成長過程でどのように変化していくのか。子どもが母語を識別・獲得する様々な能力は生まれつきであるのか、それとも成長過程の環境の影響を受けて確立されていくのか。それを調べるためにまだ環境に馴染んでいない赤ちゃんに協力してもらっています。

言語認知における赤ちゃんと成人との違いとして簡単な例を



挙げると、日本人はLとRの音の聞き分けができないと言われていています。でも同じ日本人でも赤ちゃんにはできるんです。つまり大人ができないのは育ってきた環境の影響によるものだと思います。日本語にはRの音がないので、脳が徐々にRを区別するよりも、Lを区別する方が大事だと判断して、成長の過程でRの音を切り捨ててしまうんですね。

そうした認知機能を調べるための実験方法の一つとして、小さな防音室に赤ちゃんを抱っこしたお母さんに座ってもらい、スクリーンに動画などを流して赤ちゃんの視線がど



こを注目しているか、どのくらいの時間でそれを注目し始めるのかといった反応を調べています。子どもは新しい刺激や予想外の現象に長く注目する傾向があるので、視線の変化から子どもの考えを読み取ることができるとです。

実験の主役は自己報告ができない赤ちゃんですから、成人の視線から設計された実験が彼らにとって適切かどうかは実践しないと分らず、研究が思うように進まないことは珍しくありません。そのため本番の研究デザインを確定する前に色々テストが必要で、また同じ赤ちゃんの実験もできませんから、例えば2名の赤ちゃんのどちらも実験に反応しなかった場合は、私たちの実験デザインが悪かったということで、再度設計をしないおして、また新しい赤ちゃんの協力者を募集してテストを行います。そこで赤ちゃんが興味を示せば成功なのですが、うまくいかないと、実験の内容だけではなくその日の天気がいけなかったのか、知らない場所で知らない人を見て緊張したのか、単に機嫌が悪かっただけなのか等々、実験以外の様々な要因も考えなければならぬわけです。実験がうまくいかなかった日はお母さんにアンケートをし

たり、親子のやりとりを録画させてもらったり、それらを見て研究するといった工夫をしますが、結果の善し悪しは別として本当に私たちの研究は時間がかかります。でも、何回失敗しようと、最後には話せない赤ちゃんの心を読み取れるような精巧な研究デザインを作り出すチャレンジが、乳幼児研究の魅力だと感じています。

しかし、ここしばらくはコロナ禍という大きな壁がありました。赤ちゃんの注意をそらすために、実験室では窓を開けての換気ができませんから、2年間は実験室が使用できず、研究の進捗状況は停滞気味です。

また、私たちは実験の前にお母さんと世間話をして、親子をリラックスさせなければならぬのですが、私は中国語でも世間話が苦手ですから、それを日本語で自然に行うには苦労しています。

世間話がスムーズにできない原因には、中国と日本のコミュ

ニケーションの習慣の違いもあります。日常、中国人は物言いがとてもストレートで、それをそのまま日本人に使うと失礼になってしまうことも多いんです。極端な例を挙げると、誰かとの挨拶に加えるちょっとした一言…「太ったね」といった言葉を、親しい間柄にない相手に対しても普通に使う中国人は少なくありません。日本では親しくても相手の気持ちに配慮しなければなりませんから、その交流スタイルの差異に適応するには、日本人との会話の場、もっと増やして慣れていかなければいけないと思っています。

専門と研究室を考える

いろいろ難しいことはありますが、今の研究室に入ったことは後悔していません。東大教育学部の教育心理学コースの発達研究分野には「認知」と「感情」の2つの研究室があり、もともと私は感情をやりたいと思って



修士課程卒業式で



留学生が集まったのクリスマスパーティー

いました。でも、そちらの研究室はとても学生数が多く、研究会で発表できる回数も一学期に一度だけでしたし、学生が多ければ先生のサポートも十分に受けられないのではという不安もありました。それで、今の認知の研究室を希望したのですが、正解だったと思っています。

特に気に入っているのは研究がとても自由に行えるということです。たくさんプロジェクトを抱えている先生の場合はその手伝いもあり、与えられた課題で忙しく自分の研究がなかなか進まないこともあります。

友達の研究室では先生への質問メールの返事が来るまで2週間は当たり前、1か月待っても返事が来ないこともあるそうです。そうした時は研究会で先生をつかまえて、直接質問していると聞きました。また、有名な先生の研究室に入れたのは良かったけれど、先生のパワハラのような言動に悩んでいるとい

う留学生の声を聞くこともあります。

私たちの先生はとても穏やかで優しく、研究が大好きという方で、私たちの相談メールにもすぐに返事をくれますから、そんな話を聞くと私たちは本当に恵まれていると思います。

ただ、私が博士に進学した際は既にコロナ禍で、教育心理学コース全体で私と同じ年に博士課程に入った留学生はほかにいませんでした。先輩に中国人学生はいますが、研究の進み具合が違いますから、同じ目線での相談相手にはなりません。少数で自由である反面、そういった部分では少し寂しいと感じることもあります。

留学生の研究室選びと 自己管理の大切さ

どの大学のどの研究室を希望するのか、もちろん一番大切なのは自分が何を学びたいのかと

いうことになりますが、加えて、事前に研究室の情報を調べておくことをお勧めします。例えば研究室のホームページなどを見て、中退している学生が多ければ何か問題がある可能性があります。SNSなどに相談を挙げてみれば既に留学中の学生や卒業生から情報がもらえるかもしれません。

また、留学生がまったくくない研究室の場合は以前に留学生に関するトラブルがあって、先生が留学生の採用に慎重になっているケースも考えられます。既に留学生がいる研究室ならば合格するチャンスは増えますし、先生もより留学生のことを理解して接してくれるのではないかと思います。

また、正規生になる前に研究生を経験するのもいいと思います。私は半年ほど研究生だったのですが、そこで先生のやり方や研究室の雰囲気などを、少しですが知ることが出来ました。



墨田区の日本夏まつりで文化体験



来日してから通っていた
ピアノ教室の発表会で
(右5人目)

在学期間や入学試験の時期などを調べて、タイミングが合えば申請を考えてみるのもいいと思います。

そして、海外留学で一番大切なのは自己管理です。お金の使い方や勉強のスケジュールなど、プランを決めてしっかり生活することがとても大切です。自由な環境であればこそ、そこは重要なのですが、私は何でも先延ばしにするタイプで、締切直前でないとエンジンがかからず、いつもレポートの提出直前に焦って作業をしています。それなのに大好きなミュージカルや博物館の特別展に行ってしまうりするのですが(笑)。

もっともそれは私のストレス発散方法にもなっているんです。留学生は自分のストレス発散方法を見つけておくことも大切です。特に20歳未満の頃はストレスをどう発散すればいいかわからず、蓄積されていくことで態度や行動パターンが変わ

ってしまう人がいます。もちろん友達は支えになりますが、その人の様子が変わっていくにつれてみんな徐々に離れていってしまい、さらに孤独を深めてしまう。そして周囲に対して敏感になっていくと、他の人のニュートラルな感情もネガティブに受け取ってしまい、さらに状況が悪化してしまうことになりますから。

将来はそのときに

今はとにかくがんばって、卒業することだけを目指しています。卒業のためには論文を3本書いて、学術誌に載せなければなりません。今は1本目をイギリスの有名な学術誌へ掲載するためにがんばっているのですが、それはもちろん簡単ではなくて、少し行き詰まっている感じです。

ですから卒業まではあと2-3年かかると思うのですが、そ

のとき社会の状況がどうなっているのか、就職の環境も今は変っているかもしれません。中国人の友達の中には食事ができなくなるほど将来のことを心配している人もいます。でも、学生である今は将来のことで悩むより、今しかできないこと、今やるべき研究に集中するべきだと思います。

将来自分がどんな思いでいるのか、どこに住み、どこで働きたいと思っているのか、それは、今は言えません。その時自分に向いた良い待遇の研究職があれば、そこへ行くのだと思います。

ただ、先輩には研究職ではなく、子供の絵本を作る出版社に就職した人もいます。子どもにとってどんな本が素晴らしいのか、そんなことを考える仕事も面白いなあと想像します。将来、どんな運命が待っているのか、今はただ楽しみにしながら、今できることに集中したいと思っています。

バンコクの泰日工業大学で活躍するスタッフ&先生によるリレーエッセイ

泰日工業大学 (TNI) 奮闘記

水谷 光一

④ ポーンアノン副学長の仙台訪問記

12月6日から10日までTNIの副学長であるポーンアノン先生と仙台・東京に行ってきた。

ポーンアノン先生は1968年に日本に留学し、東北大学経済学部を卒業している。今回、東北大学創立115周年・総合大学100周年記念事業の一環で行われた「東北大学国際功労賞・海外同窓会アワード」にてポーンアノン先生が「東北大学国際功労賞」を受賞し、私はそのスピーチ原稿と記念講演に利用するパワーポイントの作成などを担当した。そして、先生のご厚意で、一緒に授賞式に同行することになった。

ポーンアノン先生は東北大学から招待を受け、航空券・ホテルなどが用意されていたが、私は自分で手配することになった。経費をとにかく抑えようと安く仙台に行く方法を考え、ドーンムアン空港（バンコク）からまず福岡までタイ・エアアジアで飛び、福岡の hostel で一泊。翌日 TNI の卒業生が勉強している麻生情報ビジネス専門学校に寄って、担当の方に挨拶をし、仙台行きの JAL に乗った。

東北大学創立115周年・総合大学100周年記念事業
東北大学国際功労賞受賞
特別記念講演
泰日工業大学(タイ)副学長
ポーンアノン・ニヨムカ・ホリカワ 氏
タイの教育制度と日本との比較・東北大学と泰日工業大学の交流
The Education in Thailand Comparing with Japan and
The Cooperation between Tohoku University and Thai-Nichi Institute of Technology
日時：2022年12月7日(水) 10:30~11:30
場所：東北大学片平キャンパス
エクステンション棟6階 セミナー室
〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平2丁目1-1
参加費用：無料
申込方法：QRコードから登録フォームへ →
※主催者のため、定員となりましたら締め切らせていただきます。
ポーンアノン・ニヨムカ・ホリカワ氏
Ms. Pomanong Niyomka Horikawa
Vice President, Thai-Japan Institute of
Technology (Thailand)
東北大学経済学部にて留学し、1973年に経済学
士号を取得されました。一橋大学大学院(経
済学修士)を経て、母国タイで日本文化・東
北大学の翻訳家として、活躍されています。
シリコット前王妃およびアーン・ポン前皇太子の
公使加賀の儀典監督および日本語訳も務めら
れました。また、泰日工業大学の開学(2007
年)とともに副学長に就任され、東北大学と
の交流促進においても主導的な役割を果たし
ておられます。
【東北大学国際功労賞】
東北大学にゆかりのある方の中で国際的な活
動を通じ、本学の国際的プレゼンスの向上に
貢献を果たした方に対し表彰されるものです。
主催：東北大学大学院経済学研究科 共催：経和会(東北大学経済学部同窓会)
問い合わせ先：東北大学大学院経済学研究科長室 eeo-iran@rip.tohoku.ac.jp

12月になって成田行きの便は結構値上
がっており、この方法が一番安くバンコク
から仙台に行く方法であった。仙台の宿泊
先もポーンアノン先生ほか功労賞受賞者の
先生方は同じホテルが用意されていたが、
私はオンラインのホテル検索サイトでビジ
ネスホテルを予約した。予約が直前だった



東北大学の野野秀夫総長（左）から表彰状を授与されるポーンアノン先生



他の功労賞受賞者とのトークショー。左はフランス国立応用科学学院のマリー・ピエールファーブル氏

ためか希望した5千円代の部屋は全くなかった。

12月6日初めて仙台空港に降り立った私は訪問先である仙台産業振興事業団と仙台市役所に徒歩で行ってみた。訪問日は12月8日だが、実際自分で歩いてみないと当日ポーンアノン先生を案内できない。これまで何度も学長と日本へ出張し大学を訪問したが、どこも行ったことがない大学ばかりだったため、乗換え案内や地図アプリで注意深く確認しながら向ったにも関わらず、駅のどの出口から出るべきかわからな

かったり、乗り換え方がわからなかったりで迷ってしまうことが多く、特に首都大学東京を訪問した際は到着が40分も遅れてしまうという失態を犯してしまった。

さて、12月6日午後7時半ポーンアノン先生を仙台駅で出迎えた。今回最大の失敗はポーンアノン先生に大きな荷物を持たせてしまったこと。私は渡航費の節約しか頭になかったため、7Kgの機内持ち込み荷物しか持参しなかったが、そのほとんどが「お土産」だったので、お土産はそれだけで十分だと思っていた。

ところがポーンアノン先生はお土産にも細かい配慮をされていて、荷物が大きくなってしまったようだ。先生は「こんなに大きな荷物をもって一人で日本に来るのは初めて」だったそうで、まったく申し訳ない…。

翌12月7日午前中はポーンアノン先生が卒業した東北大学の経済学研究科で記念講演が行われた。

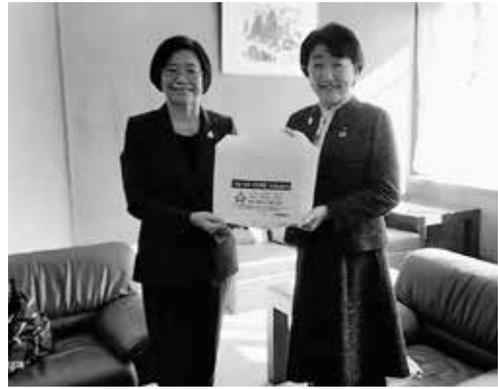
この講演会を企画してくださったのは経済学部卒業生で構成される「経和会」（東



母校の校舎前で記念撮影



経済学研究科の先生方と昼食会



仙台市の郡和子市長（右）と

北大学経済学部同窓会）であり、ポーンアノン先生の同級生は東北大の先生になっていたり副市長などの要職に就かれていたりする方も多い。

講演のテーマは「タイの教育制度と日本との比較」と「東北大学と泰日工業大学の交流」の2つで、計40分英語で話された。ここでは東北大学の優秀な学生瀬戸君が講演の通訳してくれた。

無事講演を終えたあと経済学研究科の先生と昼食。その後は国際功労賞を受賞した他の4名の先生とともにキャンパスツアーとトークショーに参加した。最後にイベントを見に来ていた東北大学の留学生のみなさんと記念撮影をしてこの日は終了した。

翌8日には産業振興事業団と仙台市役所を訪問し、郡和子（こおりかずこ）市長と仙台の観光推進に対してTNIができることはないか、TNI学生の仙台でのインターンシップなどについて意見交換をした。

夜は在仙台のポーンアノン先生ファンクラブの皆さんと夕食会。東北大経済学部秋田次郎教授、元仙台市副市長笠原氏、経済部長萱場氏、東北工業大学名誉学長今野弘先生などそうそうたるメンバーばかりで圧倒された。

帰国前日の12月9日には東京のアジア文化会館（ABK）に立ち寄り、日本で働いたり留学したりしている卒業生の中心的メンバーに会い、同窓会「TNI in Japan」の結成と、月一回の卒業生によるミーティング開催を提案した。この中心メンバーの一人にはABK学館日本語学校に勤務するテンさんも入っている。そのほかの二人は民間企業、タイ大使館と職場は様々だが、言葉や習慣の違いはもちろん、日本では様々な困難も経験しているはずで、それら乗り越え頑張っている姿を見てとても心強かった。

水谷光一（みずたにこういち） 1962年神奈川県生まれ。1988年からタイ在住。1999～2004年ABKに勤務。現在 TNI Co-operative education and job placement center 所属。



奨学金情報

奨学金情報は Japan Study Support (JPSS) web サイトで検索いただけます。

それぞれの奨学金の詳細については各実施団体のホームページ等でご確認ください。

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団 私立費留学奨学生 (春募集)

ASEAN 諸国及び南西アジアから日本の大学に留学している学生で、当財団の条件を満たす者を対象とします。募集要項や応募方法については当財団のホームページをご覧ください。

■給付金額

学部学生) 月額 15万円

大学院生) 月額 18万円 (他に授業料補助制度、学会出席補助金制度あり)

■給付期間 2023年4月から2025年3月まで

での2年間(ただし、採用時の課程修了までの標準修業年限とする。)

■募集人数 若干名

■団体連絡先

〒108-0023 東京都港区芝浦3丁目1番1号

公益財団法人 佐藤陽国際奨学財団事務局

☎ 03-6435-3388

E-Mail sisf@sato-global.com

URL <http://www.sisf.or.jp>

公益財団法人 東亜留学生育友会 奨学金

■応募資格

(1) アジア諸国・地域の出身で、大学院の正規課程に2022年4月～2023年3月の1年間在籍している学生 (2) 他の奨学金を月額15万円以上受給していないこと (3) 月例会(月1回、原則第2日曜日に開催。奨学金を手渡し)に毎月出席可能であること。

■給付金額

月額3万円

■給付期間

2022年4月～2023年3月まで

の1年間

■募集人数

10名

■応募締め切り

2022年2月10日(木曜日)

※郵送で期日までに「必着」

■団体 URL

<http://www.eacat.or.jp>

イベント情報

とうきょうがいこくじんさいよう かいこくじんざいむけしゅうしょくしえん
東京外国人材採用ナビセンター 外国人材向就職支援セミナー (リアル or オンライン)

開催日時

1月12日(木) 13:30～16:30 (開催 180分)

■参加対象 さんかたいしやう ざいりゅうしかく りゅうがく とくていかつどう も とうきょう しゅうしょく きぼう がいこくじん
 在留資格「留学」または「特定活動」を持ち、東京での就職を希望している外国人
ざい かた にほん しゅうしょく かのう ざいりゅうしかく も とうきょう しゅうしょく てんしよく きぼう がいこくじん
 材の方。日本での就職が可能な在留資格を持ち、東京での就職または転職を希望している外国人
ざい かた
 材の方。

開催場所

①東京外国人材採用ナビセンター (新宿区四谷 1-2 伊藤ビル 2階)
もよえき とうきょう
 最寄り駅：東京メトロ四ツ谷駅 徒歩1分 / JR 四ツ谷駅 徒歩2分

②オンライン (ZOOM)

■参加申込 <https://r-hataraku.jp> (参加費：無料)

MEMBERS

〈会費とご寄附の報告〉

2022 年 7 月

正会員

(1 口)
 高橋 作太郎 静岡市
 外山 経子 八王子市
 松浦 吉秀 川越市
 大里 浩秋 逗子市
 大杉 立 つくば市
 荒川 雄彦 北杜市

ご寄附

酒井 杏郎 渋谷区
 山口 憲明 日野市
 根岸 幸子 逗子市

2022 年 8 月

賛助会員

(1 口)
 株式会社日吉 近江八幡市

正会員

(1 口)
 宮原 彬 朝霞市
 関 正昭 鹿児島市
 小倉 美恵子 川崎市

2022 年 9 月

特別会員

(1 口)
 今西 淳子 文京区
 株式会社 InfoDeliver 港区

賛助会員

(1 口)
 亜細亜大学 武蔵野市

正会員

(1 口)
 寺尾 方孝 / 三枝子 国分寺市
 鴫田 純一 / 由美 千葉市
 吉田 義紀 文京区
 織田 雄一 千葉市
 奥山 節子 西村山郡

ご寄附

鴫田 純一 / 由美 千葉市

皆様の温かいご協力に感謝申し上げます

ご入会とご寄付のお願い

当協会は、政府の補助金を受けていない純民間運営の公益法人ですので、財源に限りがあり、皆様方からお送りいただく会費、寄付金は、本協会の活動を支える貴重な財源となっています。何卒ご理解、ご協力をお願い致します。

協会のあらまし

名 称：公益財団法人アジア学生文化協会
ASIAN STUDENTS CULTURAL ASSOCIATION
(ASCA)

所在地：東京都文京区本駒込2丁目12番地13号

代表者：理事長 白石勝己

設 立：1957年（昭和32年）9月18日
故穂積五一氏創設

目 的：日本とアジア諸国の青年学生が共同生活を通じて、人間的和合と学術、文化および経済の交流をはかることにより、アジアの親善と世界の平和に貢献することを目的とする。

◇主な事業◇

- (1) 留学生宿舍の運営
- (2) 留学生日本語コースの運営（進学希望者向けの日本語を中心とする教育）
- (3) 留学生に対する情報提供支援
- (4) アジア語学セミナー
- (5) 帰国留学生のアジア文化会館同窓会、(社)日・タイ経済協力協会、A B K留学生友の会との連携・協力

◇会費（年額）◇

正会員 1口 1万円
賛助会員 1口 5万円
特別会員 1口 10万円

会員には広報誌「アジアの友」が無料配布されます。また、広報誌購入だけを希望される方には、購読料年間2千円（十税）でお送りしています。

当財団に対する寄附金は、所得税、一部自治体の個人住民税、相続税、及び法人税の税制上の優遇措置があります。

2015年度より購読料に別途消費税をご負担いただくことになりました。何卒ご了承下さい。

巻末言

- 本号では、巻頭に国連人権委員会から日本政府に向け出された「総括所見」を取り上げた。所見となっているものの、実際の中身は厳しい「勧告」である。2014年に出された第6回審査でも、国内人権機関の設立や難民、入管収容、技能実習生など外国人に対する人権問題がきびしく指摘されていた。
- 私たちは、日本が「先進国」であると信じたいし、またそのように自称したいが、国際基準から遠く後退している人権状況、人権問題を突き付けられると「先進国」と名乗ることの自信は萎えざるを得ない。
- 同時に、入国在留管理庁が発表した「入管職員の使命と心得」も掲載した。入管収容施設での度重なる死亡事故を受け、佐々木聖子入管庁長官が職員に向け、激を飛ばすように発したものである。実は、佐々木氏が法務省に入ってからすぐのころ、入管協会に出向し担当したのが「国際人流」という広報誌だった。
- その紙面の最初の号で、留学生を取り上げるために当協会に取材に来られたが、率直で前向きな人柄が強く印象に残っている。その後、警備課長や入国在留課長を歴任し、2019年、入国管理局が出入国在留管理庁に格上げされ、その初代長官となった。
- 「使命と心得」は、ホームページ上に英語、中国語、韓国語、インドネシア語など10か国語で掲載され「全ての人の人権を尊重」すること「専門家としての矜持を持つ」ことなどが危機感を持って宣言されている。そして佐々木氏は2022年8月、法務省を退職されたが、この「使命と心得」が一緒に入管庁から去ることがないよう、切に祈りたい。(白)

アジアの友 2022年10-12月号

2022年12月20日発行（通刊第552号）

年間購読（送料共）2,000円＋税 1部 500円＋税

発行人 白石勝己

編集 アジアの友編集部

発行所 公益財団法人 アジア学生文化協会

東京都文京区本駒込2-12-13 (☎113-8642)

電話番号：03-3946-4121

ファクシミリ：03-3946-7599

振替口座：00150-0-56754

E-mail: tomo@abk.or.jp

ホームページ：(http://www.abk.or.jp/)

published by THE ASIANSTUDENTS CULTURAL ASSOCIATION
(ASIA BUNKA KAIKAN)

2-12-13, Honkomagome, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-8642, JAPAN

☎+81-3-3946-4121 ☎+81-3-3946-7599

Email: tomo@abk.or.jp

Home Page: http://www.abk.or.jp/

会員並びにご購読のお申込みはメール・電話にてお願いいたします。



学校法人 ABK 学館

ABK学館日本語学校

所在地 〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-12-12

電話番号 +81-3-6912-0756

FAX +81-3-6912-0757

URL <http://abk.ac.jp>

E-mail info@abk.ac.jp



ABK COLLEGE

2013年4月に完成した新校舎

新築3階建校舎。最新の耐震設計です。

- 留学生の絆が作る日本語学校 -

ABK学館日本語学校（英語名称：ABK COLLEGE）は1957年に設立された公益財団法人アジア学生文化協会が寮生活や日本語を学習した留学生、そして多くの関係者のご寄付と献身的な協力により、学校法人による日本語学校として2014年4月に開校しました。当校には姉妹校のABK日本語コース（公益財団法人アジア学生文化協会）もあり各種協力を行います。



授業風景イメージ



寮の一例



ABK日本語コース

ABK COLLEGE

ABK COLLEGE (学校法人ABK学館ABK学館日本語学校)			
東京都認可日本語課程(大学院・専門学校・試験・文化体験等)			
	4月入学 1年コース	10月入学 1年半コース	4月入学 2年コース
授業時間	850時間	1,290時間	1,720時間
入学検定料	20,000円		
入学金	80,000円		
授業料 (施設・教材費含む)	620,000円	930,000円	1,240,000円
姉妹校 ABK日本語コース(公益財団法人アジア学生文化協会) 文部科学省指定大学進学準備教育課程			
	4月入学1年コース	10月入学1.5年コース	
授業時間	1,086時間	1,586時間	
入学検定料	20,000円		
入学金	80,000円(大学進学日本語課程) 95,000円(大学進学準備課程)		
授業料 (施設・教材費含む)	720,000円	1,080,000円	
所在地: 〒113-8642 東京都文京区本駒込2-12-12	URL: http://abk.ac.jp		
電話: +81-3-3946-2711 FAX: +81-3-6912-7558	E-mail: info@abk.ac.jp		

